議員提出議案第２７号

田川木質バイオマス発電所設置に関する意見書について

上記議案を田川市議会会議規則第１３条第１項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和４年１２月２０日

提出者	田川市議会議員	村　上　卓　哉
賛成者	〃	柿　田　孝　子
〃	〃	佐　藤　俊　一
〃	〃	原　田　　誠
〃	〃	梶　原　みつ子
〃	〃	石　松　和　幸
〃	〃	香　月　隆　一
〃	〃	北　山　隆　之
〃	〃	白　石　天　一
〃	〃	髙　瀬　冨士夫

理　由

木質バイオマス発電所設置関して、地域住民の不安と心配を解消し、発電所建設に対する理解を得る必要があることから、国に対し意見書を提出するものである。

田川木質バイオマス発電所設置に関する意見書（案）

田川市大字糒７５１番地１に田川木質バイオマス発電所が建設されています。

南国殖産株式会社は、「近隣住民説明会を開催し、丁寧に説明を行い理解を得られた」として、ＦＩＴ法（固定価格買取制度）に基づく事業計画の認定の申請を行い、令和２年５月２７日に認定を受けています。しかし、多くの地域住民はこの事業計画を知らされておらず、認定を受けた翌年の令和３年３月に一部の行政区役員のみに説明があり、近隣住民説明会が開催されたのは、発電所建設の造成工事が始まった後の令和３年６月から１２月にかけてでありました。地域住民は不安と心配にさいなまれ、説明会は紛糾し、それ以降説明会は全く開催されていません。

このことは、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインに規定する「事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること」を無視した行為であり、到底納得できるものではありません。

発電所建設地は、多くの住宅、病院、福祉施設、学校、駅及び農地の中心地であり、交通量も多く通学路でもあります。地域住民からは、発電所稼働に伴って発生する低振動、騒音、悪臭、大気汚染や交通量の増加など、住環境、医療福祉及び教育環境への影響と健康被害が懸念されるとの声が挙がっており、反対ののぼり旗掲示やデモ活動も行われています。

また、本市の基幹産業である農業従事者も何ら説明を受けておらず、農作物への影響を深く心配しています。さらに、河川敷に近く本市ハザードマップにおける洪水浸水想定エリアであるため、昨今の頻繁な豪雨による二次災害なども心配しています。

そのような中、事業者は地域住民の声を無視して現在着々と発電所建設を進めています。本市議会としては、国民からの再エネ賦課金で成り立つ再生可能エネルギー発電事業を進めるに当たっては、自治体はもとより地域住民や農業従事者の理解を得て、地域と共生した形で事業を実施することが重要であると考えます。

よって、地域住民の不安と心配を解消し、発電所建設に対する理解を得ることができるよう、下記事項について強く要望いたします。

記

１　田川木質バイオマス発電所の設置について、地域住民や農業従事者への説明会を開催し、地域住民の不安や心配を払拭し、合意形成を図り、地域と共生する事業となるよう事業者への指導を徹底すること。

２　木質バイオマス発電所の建設においては、住宅地などの住民生活に影響のある場所への建設を避けるなどの建設基準の見直しを図るとともに、事業計画初期段階から広く地域住民への周知と理解を得るなど、事業計画策定ガイドラインの遵守を徹底し、地域住民との合意を図ることを義務化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和４年１２月２０日

内閣総理大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長　　殿

福岡県田川市議会議長　　小　林　義　憲